

「議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び川崎市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

令和6年3月12日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

「議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」  
に対する修正案

「議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」  
の一部を次のように修正する。

第8条第1項第1号及び第2号の改正規定中「35,990円」を「31,805円」に改め、同項第3号の改正規定中「46,035円」を「40,682円」に改め、同項第4号の改正規定中「53,391円」を「47,183円」に改め、同項第5号の改正規定中「71,188円」を「62,910円」に改め、同項第6号の改正規定中「79,097円」を「69,900円」に改め、同項第7号の改正規定中「90,962円」を「80,385円」に改め、同項第8号の改正規定中「98,872円」を「87,375円」に改め、同項第9号の改正規定中「118,646円」を「104,850円」に改め、同項第10号の改正規定中「134,465円」を「118,830円」に改め、同項第11号の改正規定中「142,375円」を「125,820円」に改め、同項第16号の改正規定及び同号を同項第19号とする改正規定中「261,021円」を「230,670円」に改め、同項第15号の改正規定及び同号を同項第17号とし、同号の次に1号を加える改正規定中「229,382円」を「202,710円」に改め、第18号中「245,201円」を「216,690円」に改め、同項第14号の改正規定及び同号を同項第16号とする改正規定中「213,562円」を「188,730円」に改め、同項第13号の改正規定及び同号を同項第15号とする改正規定中「197,743円」を「174,750円」に改め、同項第12号の改正規定及び同号を同項第13号とし、同号の次に1号を加える改正規定中「166,104円」を「146,790円」に改め、第14号中「181,924円」を「160,770円」に改め、同項第11号の次に1号を加える改正規定中「150,285円」を「132,810円」に改め、同条第2項の改正規定中「22,543円」を「19,922円」に改め、同条第3項の改正規定中「30,216円」を「26,702円」に改め、同条第4項の改正規定中「52,995円」を「46,833円」に改める。

## 提 案 理 由

介護保険料率の改定について、被保険者の負担を軽減するなど所得額に配慮し、負担能力に応じた負担を求めるため修正するものである。